平成２５年（フ）第３４２６号
大阪府枚方市招提元町４丁目49番22号
債務者　岡本　百年
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２９号
大阪府豊中市永楽荘３丁目11番３―110号
債務者　向井　勇人
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　亜矢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２４１号
愛知県一宮市大和町馬引字宮浦24番地　モアグレース馬引Ⅱ803号
債務者　若山貴久大
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６号
長崎県五島市富江町田尾1571番地１
債務者　佐々野松代
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第２３４号
函館市本通１丁目４番64号　ハウス佐藤№２―101号室
債務者　山本　宗隆
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４１号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地21
債務者　坪井　綾子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６９号
山口県宇部市東本町２丁目３番17号
債務者　右田京子こと　金　美智子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第７３号
青森県十和田市大字相坂字高清水78番地232特別養護老人ホーム八甲荘
債務者　奥村　敏子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１０２号
新潟県南魚沼市八幡158－１　八幡光コーポⅠ―101号室、住民票上の住所新潟県十日町市北新田236番地５
債務者　佐藤たい子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
新潟県十日町市大黒沢1343番地２
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
岐阜県大垣市割田３丁目44番地　割田マンション第２Ｃ－３
債務者　山之内晴美
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
岐阜県大垣市室本町４丁目81番地
債務者　北島　嘉江（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
沖縄県那覇市字国場388番地　渡嘉敷アパート203
債務者　金城清次郎
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４５号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目９番９号
債務者　安藤　　忠
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３８７号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目13番508号
債務者　大橋　　愛
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３８８号
埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目18番１号、前住所埼玉県ふじみ野市大井中央４丁目11番13号
債務者　平井惠利子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０４号
埼玉県川越市大字上戸317番地26
債務者　岡田　知洋
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部